

令和8年8月25日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎1階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第46号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第48号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第49号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第50号	現況証明願について
議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第37号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
報告第38号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第39号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第40号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	10番 小嶋 得男
11番 原 和範	12番 宇井 勝之	13番 野原 賢一
14番 川島 隆道	15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

9番 一條 克之

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局	それでは、皆さんお揃いですので、始めていきたいと思います。 ただいまより、令和８年行方市農業委員会第８回総会を開会させていただきます。 最初に、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長挨拶) それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、また本日は大変暑い中、第８回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、総会前に農政部会の会議が行われました。委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。 さて、熊本地震、千葉の豪雨、大きな自然災害が発生しました。テレビの映像を見てみますと、地震で壊れた家、増水した水につかった車、もう大変な被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げなければならないと思います。 そして、２３日午前２時、震度５弱の地震が茨城県を震源として発生しました。寝ている最中、本当に東日本の大震災を思わず思い出してしまいました。今後、行方市において災害が起こらないことを祈るばかりでございます。 さて、本日、総会終了後、魚福別館にて市長をお迎えして懇親会を予定しておりますので、出席をお願いいたします。 最後になりますが、本日も議案の審議をお願い申し上げて、簡単ですが挨拶にいたします。よろしくお願いいたします。
事務局	(議長の選出) ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長として議事進行をお願いいたします。
議長	(委員の出席状況) まずは資格審査報告です。 ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第８回総会を開会いたします。
議長	(会議録署名人の指名) 日程第１、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。 １４番 本澤政雄委員、１５番 風間啓次委員。 (書記の任命)

議	長	次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の米澤事務局長補佐、荒井係長を任命します。
		(会期)
議	長	次に、日程第３、会期の決定であります、本日の会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
		(経過報告)
議	長	次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。
事	務	局
		私から、８月行事の経過報告につきまして報告させていただきます。
		資料につきましては、タブレット内ハンドブックの総会開催通知及び日程、経過報告の中に令和８年度行事経過報告８月の表がございますので、そちらを基に報告させていただきます。
		前回の総会以降の経過といたしまして、７月３１日、茨城県農業委員会女性協議会第２２回定例総会が全国農業協同組合連合会茨城県本部において開催されており、近藤委員、豊村委員、箕輪推進委員が参加してございます。令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画について、事業説明が行われました。
		続きまして、８月６日に新任農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会が小美玉市内で開催されており、橋本委員と事務局で参加してございます。地域計画の実現に向けた農地の集積・集約化の推進についての説明や講師による農業委員等の活動についての講演が行われました。
		続きまして、８月２１日に農業者年金加入推進特別研修会が水戸市内で開催されており、近藤委員と事務局で参加しています。内容といたしまして、農業者年金制度等についての説明、その後、農業者年金を活用した老後設計と題した講演が行われております。
		続きまして、８月２５日、本日でございます。総会前に農政部会が開催されまして、農業施策に関する意見集約についてと、農業関係者との意見交換会について協議をしております。
		そして現在、第８回総会を開催中でございます。以上です。
		(議案の審議)
議	長	それでは、日程第５、議案の審議に入ります。
		(議案第４６号)
議	長	議案第４６号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第４６号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年８月２５日提出、行方市農業委員

		会長 椎名勇。 案件につきましては、第8項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から8項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。
1	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。 1番、一村です。第1項についてご報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。譲受人は、新宮在住の80代男性の方、譲受人も新宮在住80代男性です。申請事由は、農業の規模拡大と経営の安定のためで、区分は売買による所有権移転です。譲受人は現在、水稻、飼料用作物、露地野菜を栽培し、また酪農も営んでおります。農機具も一通りそろっております。今回取得しようとする土地は、2か所が家のすぐ隣、もう一か所が家から500メートルほど離れたところであり、問題なく許可相当と調査いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1	0	10番、近藤でございます。2項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋・原推進委員さんに協力をしていただきました。 受人は、行方市在住、71歳の農業の男性の方です。水稻23万6,042平米、野菜1万7,400平米を作付しております。渡人は公益社団法人でございます。 申請自由は、農業経営規模拡大のためで、農地中間管理機構の特例事業でもあります。区分は売買による所有権移転です。今回、権利を設定しようとする土地は2筆、3,623平米で、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX自宅からも700メートルほどの距離でございます。農業従事日数300日以上、農機具もそろっております。規模拡大したいとのことで、何の、問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、今回取得しようとする土地は自宅から700メートル、年間労働日数300日以上、農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。3項の調査報告をいたします。 調査につきましては、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力を得て調査をしてまいりました。 譲受人は、市内浜在住の60歳代の男性です。譲渡人は守谷市ひがし野在住の50歳の男性です。申請事由は、新規就農で栗の栽培になります。区分は、売買による所有権移転です。従事日数は夫婦とも各160日を予定しております。場所は、 300メートルの地点で、譲受人の隣地になります。何ら問題もないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、新規就農で栗の栽培をする、また、この土地は受人の隣地ということで、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。 1番、一村です。第4項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、小牧在住の50代男性の方、譲渡人は、鹿児島県在住の60代女性です。申請事由は、農業の規模拡大と経営の安定のため、区分は贈与による所有権移転です。譲受人は、現在主にレンコンを栽培しており、農機具も一通りそろっております。今回取得しようとする土地は3か所に分かれておりますが、いずれも家から5キロメートル以内、数分で行ける距離であり、問題なく許可相当と調査しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、家ではレンコンを栽培しており、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第5項について調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、森山推進委員さんにご協力をいただきました。 譲受人は、市内行方在住の73歳の男性、譲渡人は、同じく行方市在中の65歳の

		男性です。申請事由は、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。当該畑は、譲受人の自宅よりおよそ400メートルの場所に所在し、利用権を設定して譲受人が耕作していました。今回、譲受人からの依頼に応じて、譲り受けることになりました。面積は、5筆ありまして3,005平米になります。機械の所有、農作業従事日数とも状況から問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、受人が以前から耕作していた土地で、自宅から400メートルということで、問題なく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。
1	1	11番、茂木です。
議	長	横瀬委員の退場を求めます。
		(休憩)
議	長	それでは、再開いたします。
1	1	6項の調査報告をします。
		調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力の下、調査してまいりました。
		受人は、行方市山田在住、67歳農業の男性です。農業経営は、家族3人と特定技能生2名、実習生4名、田畑をレンコン、露地野菜を作っております。17万8,379平米を年間280日営農しています。渡人は土浦市に住む公務員男性61歳です。今回権利を移転する畑は行方市山田になります。513平米になります。申請事由は、経営の規模拡大です。今回権利を設定する農地は、自宅から3分のところになります。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。
議	長	調査の結果は、今回取得しようとする土地は自宅から3分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
		では、ここで暫時休憩して横瀬さんの入場を認めます。
		(休憩)

議	長	それでは、再開いたします。
議 1 4	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。 14番、本澤です。第7項の調査結果について報告いたします。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内小貫在住の農業の男性です。譲渡人は、龍ヶ崎市在住、無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は、贈与による所有権の移転です。農地取得後の経営面積も3万7,798平米、農業従事日数も330日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、年間労働日数330日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1 2	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。 12番、橋本です。8項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、市内青沼在住[REDACTED]の40歳代の男性です。譲渡人は、市内手賀在住の90歳代の無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。譲受人は、現在4,208平米の畑を耕作しています。今回取得する水田は2,987平米です。従事日数250日、自宅から約2キロ、車で約5分のところ。区分は、売買による所有権の移転です。委員の皆様の審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、今回取得しようとする土地は2キロ、車で5分、年間労働日数250日ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第47号)
議	長	議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和8年8月2

		5日提出、行方市農業委員会 椎名勇。 案件につきましては、第10項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。
1	2番	12番、橋本です。第1項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、鹿嶋市にある太陽光発電事業を行う企業の代表取締役の男性です。譲渡人は、市内根小屋在住の無職の男性です。場所は、青沼にある面積1,404平米の畑です。現在休耕中です。申請事由は、太陽光発電設備の設置をするためです。事業計画、隣接地権者の同意を得ています。区分は、売買による所有権の移転です。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、現在休耕中、事業計画書、また、隣地の同意書等も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項から5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。
1	2番	12番、橋本です。2項から5項の調査報告します。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 また、この案件については、関連がありますので、一括報告させていただきます。 譲受人は、市内宇崎■■■■代表取締役の男性です。申請事由は、地域農産物直売所及び地産地消型飲食施設並びに駐車場用地の取得のためです。2項の譲渡人は、市内白浜在住の70歳代の無職の男性です。田畑合わせて549平米です。3項の譲渡人は、市内宇崎在住の50歳代の男性です。畑398平米です。4項の譲渡人は、市内白浜在住の60歳代の男性です。田畑合わせて935平米です。5項の譲渡人は、市内白浜在住の60歳代の無職の男性です。水田1,345平米です。以上、全ての案件は、区分は売買による所有権の移転です。事業計画、周辺農地の同意書等もそろっており、何ら問題ないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書、また、周辺農地の同意書も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項から5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 4 番	次に、6項について、調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。 14番、本澤です。第6項の調査結果について報告いたします。 この調査にも、近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、銚田市在住、[REDACTED]代表の男性です。譲渡人は、さいたま市在住の無職の女性です。転用事由は、北浦方面に資材置場を確保したく用地を探していたところ、長年耕作放棄の状態、遠方のため管理もできないことから、両者の希望が一致して、今回、賃貸借権の設定です。場所は、[REDACTED] [REDACTED]のところ、農地も狭く、第2種農地と思われます。必要書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、長年耕作放棄地であった土地で、そして必要書類も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、7項、8項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第7項、8項は関連がありますので、一括して調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、推進委員の森山さんにご協力をいただきました。 譲受人は、7項、8項とも市内在住の会社経営の男性です。譲渡人は、7項が土浦市在住の85歳の男性、8項が千葉県船橋市在住の82歳の男性です。申請事由は、事業拡大に伴い、既存の敷地内の駐車場及びスペースが不足するため、申請地を駐車場兼展示場として整備するものであります。受人の希望により合意に至り、譲り渡すことになりました。区分は、売買による所有権の移転です。所在は、[REDACTED] [REDACTED]になります。転用計画書等もそろっており、問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、転用計画書等も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項、8項は原案のとおり可決いたします。

議
6

長
番

次に、9項について、調査員より調査の報告を求めます。6番、阿部委員。
6番、阿部です。農地法第5条、9項の案件について報告します。
なお、この案件については、大原委員、山崎推進委員の協力の下、調査してまいりました。
行方市内在住の30代の男性、所有権移転の申請です。なお、受人と貸付人の関係は親子です。現在、市内に妻と子と共に実家にて生活しており、婚姻時より自己用住宅の建設を検討していたとのことです。場所は、
■のところにあり、田んぼであります。調査の結果、添付資料もそろっており、何ら問題のないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議

長

調査の結果は、2人の関係は親子、添付書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議
全
議

長
員
長

質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。

議
9

長
番

次に、10項について、調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9番、谷田川です。第10項の調査報告をいたします。
調査については、麻生太田地区4名で調査をしてまいりました。
譲受人は、常総市の土木関連事業を営む法人の男性です。渡人は、市内石神在住、70代の農業の男性です。申請事由は、東関道工事の現場事務所です。期間は、許可日から令和9年5月31日までということです。区分については、賃貸借権です。場所は、
■になります。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議

長

調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議
全
議

長
員
長

質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

（議案第48号）

議

長

議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局

議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について下記のとおりの承認申請があったので提案する。令和8年8月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

		案件につきましては、第6項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、まず1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9番	19番、高塚です。1項、2項は関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 調査には、木村委員に同行を願い、行ってまいりました。 賃借人は1項、2項とも鹿嶋市の法人代表の50代の男性の方です。1項の賃貸人は、市内玉造在住の70代の女性の方です。申請事由は、土砂等運搬通路で、一時転用になります。2項の賃貸人は、市内手賀在住、50代の農業兼法人代表の男性の方です。申請事由は、土砂等運搬通路及び待機場で、一時転用です。区分は、賃貸借権の設定になります。令和6年に土砂採取に伴い、搬出路がないため、搬出通路及び待機場で一時転用の許可を受けたものでありますが、土砂の需要が少なく、期間の延長が必要になったため、半年間の延長をお願いしたいとのことであります。年内に土砂の搬出は終わり、その後、搬出通路及び待機場の原状回復を行うとのことです。書類等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、土砂等搬出通路の期間の延長、書類等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項について、調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	4番、野口です。第3項の調査報告をいたします。 この調査には、椎名会長、推進委員の森山さんにご協力をいただきました。 譲受人は、東京都在住、太陽光発電事業者である会社経営の男性です。譲渡人は、鹿嶋市在住、会社経営の男性です。申請事由は、営農型太陽光発電による営農計画の変更です。令和5年に許可を受けて、当初栽培する予定が、環境不良のため、別の作物に変更することによる転用計画です。内容は、ミョウガからヒサカキへの変更となります。区分は、賃借権の設定となります。土地は、XXXXXXXXXXにあります。事業計画書もそろっており、問題なく許可相当と調査してまいりました。また、今後この営農継続については見守っていきたいと考えております。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、ミョウガからヒサカキへ、太陽光の下の作物を変える、事業計画書等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項から6項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	4番、野口です。第4項から第6項までは関連がありますので、一括して調査報告いたします。 この調査には、椎名会長、推進委員の森山さんにご協力をいただきました。 譲受人は、市内於下在住の会社経営の女性の方です。第4項の譲渡人は、ひたちなか市在住の女性、第5項は横浜市在住の男性、第6項は市内小高在住の男性です。 申請事由は、砂利採取洗淨地搬出入路及び待避所の一時転用で、許可日から令和11年10月19日までとなり、転用期間の延長となります。区分は、使用貸借権となります。土地の所在は、 にあり、面積は6筆で1,275平米となります。周辺への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、土砂採取の期間の延長で、周辺への影響もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項から6項は原案のとおり可決いたします。
（議案第49号）		
議	長	議案第49号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第49号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分について下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について提案する。 なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する。令和8年8月25日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項について、調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	4番、野口です。第1項について調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、森山推進委員さんにご協力をいただきました。 申請人は、埼玉県朝霞市在住の50歳代の会社経営の男性です。拠点となる住居は、行方市以外にあります。申請事由は、農業経営の安定を図るための規模拡大に

		伴い、農地の公売に参加したいので、買受人として適格であるかとの証明願です。取得しようとする土地は、行方市■■■■■■■■■■の田で、3筆で5, 110平米となります。拠点になる場所からは、距離3.3キロメートル、車で10分ほどです。経営面積は3万平米以上、主にサツマイモ、水稻などを作付しており、作業従事日数も200日以上、農機具もそろっており、買受人として適格であり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅住居から3.3キロ、車で10分、年間労働日数200日以上、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。
		審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定します。
		追ってお諮りします。ただいま証明書を交付することに決定した1項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申請人、また次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、許可することに決定します。
		(議案第50号)
議	長	議案第50号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第50号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和8年8月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
1	番	1番、一村です。現況証明1項について、報告いたします。
		この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。申請人は、鹿児島県在住の女性の方です。申請事由は、地目変更登記のため区分は非農地証明です。場所は、■■■■■■■■■■
		■■■■■■■■■■です。20年以上前から耕作をしていないとのことでしたが、現地を確認すると草木が生い茂り、山林化しており、復元するのは困難であると判断、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、20年以上耕作されておらず山林化しており、農地への復元が困難、非農地証明の交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
		（議案第51号）
議	長	議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定 についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定 について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和8年8月25日提出、 行方市農業委員長 椎名勇。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 行方市長より行方市農業委員会会長宛てに、農用地利用促進計画（案）に係る意見 を求められております。計画案は、令和8年10月1日始期の新規12件27筆、 7万5,156平方メートルと更新32件66筆、13万3,879平方メートル となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。 以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。 発言する者なし
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全		異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決 定については、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第37号）
議	長	それでは、次に、報告案件に入ります。 報告第37号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、事務 局より報告願います。
事 務 局		報告第37号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について下記の とおり報告する。令和8年8月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 交付申請者のとおり、 XXXXXXXXXX の1名になります。事務局説明は、 事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	ここで、推薦者の豊村さんより一言言っていたきたいと思います。お願いいたし ます。
2	番	私も新規就農の補助金というのは初めてだったんですけれども、この方から連絡が ありまして、農業を頑張りますので、ぜひ推薦してほしいと言われまして、全然知 らない方ではあるんですけれども、意欲は買いまして、頑張るということなので、 これからも応援していきたいと思いました。よろしくお願いします。
議	長	豊村さん、ありがとうございました。 それでは、ただいまの報告につきまして質疑を求めます。 発言する者なし。
議	長	この報告に対してご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。推薦委員には引き続き就農者への指導等をよろしくお願いいたします。
議	長	（報告第３８号）（報告第３９号）（報告第４０号） 続きまして、報告第３８号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第３９号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第４０号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第３８号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年８月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、相続により所有権を取得された方の届出１件の一覧になりますのでご確認ください。 続きまして、報告第３９号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和８年８月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知のあった１０件の一覧になりますので、ご確認ください。 最後に、報告第４０号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和８年８月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。
議	長	報告案件について、質疑を求めます。 発言する者なし。
議	長	この報告に対して、ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。
議	長	（閉会宣告） 午後 ３時５０分 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第８回総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。